

次世代無線 LAN 利用のための電波法関連規則概要（案）

1 中心周波数・帯域幅について

(1) 関係規定

電波法施行規則第 6 条第 4 号(3)及び(4)、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号及び第 3 号の 2、無線設備規則第 5 条別表第 1 号 8、無線設備規則第 6 条別表第 2 号 30、無線設備規則第 7 条別表第 3 号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条 19 の 3 及び 3 の 2、総務省告示 H6 第 424 号、総務省告示 H19 第 48 号(364 号)

(2) 改正概要

上記規定に対して、80MHz 幅及び 160MHz 幅の周波数帯幅をいえるよう中心周波数を加える。

2 変調方式について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ハ、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 ロ

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN システムについて定義する周波数帯幅について、OFDM 方式を用いるよう改正。

3 信号伝送速度について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ニ、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 ハ

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN システムが 80Mbps 又は 160Mbps 以上の伝送速度を有するよう改正する。

4 空中線電力について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ヘ、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 ニ

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN システムの空中線電力を加えるよう改正する。

5 EIRP について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ト、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 ホ

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN 用の EIRP の規定を加える。

6 隣接チャンネル漏えい電力について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ヌ、無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 へ

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN 用の隣接チャンネル漏えい電力の規定を加える。

7 帯域外漏えい電力について

(1) 関係規定

無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号ル及び無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号の 2 ト

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN 用の帯域外漏えい電力の規定を加える。

8 DFS 機能について

(1) 関係規定

総務省告示 H19 第 48 号

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN システムにおける DFS 機能の具備の有無を改正する。

9 不要発射強度について

(1) 関係規定

無線設備規則別表第 3 号

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN 用の発射強度を加える。

10 識別符号の符号長、キャリアセンスについて

(1) 関係規定

総務省告示 H6 第 424 号

(2) 改正概要

上記規定に対して、次世代高速無線 LAN 用の中心周波数を加える。

【その他】

○ 電波防護指針について

(1) 関係規定

無線設備規則第 14 条の 2

(2) 改正概要

上記規定に対して、無線 LAN システムに関する電波防護指針を策定する。